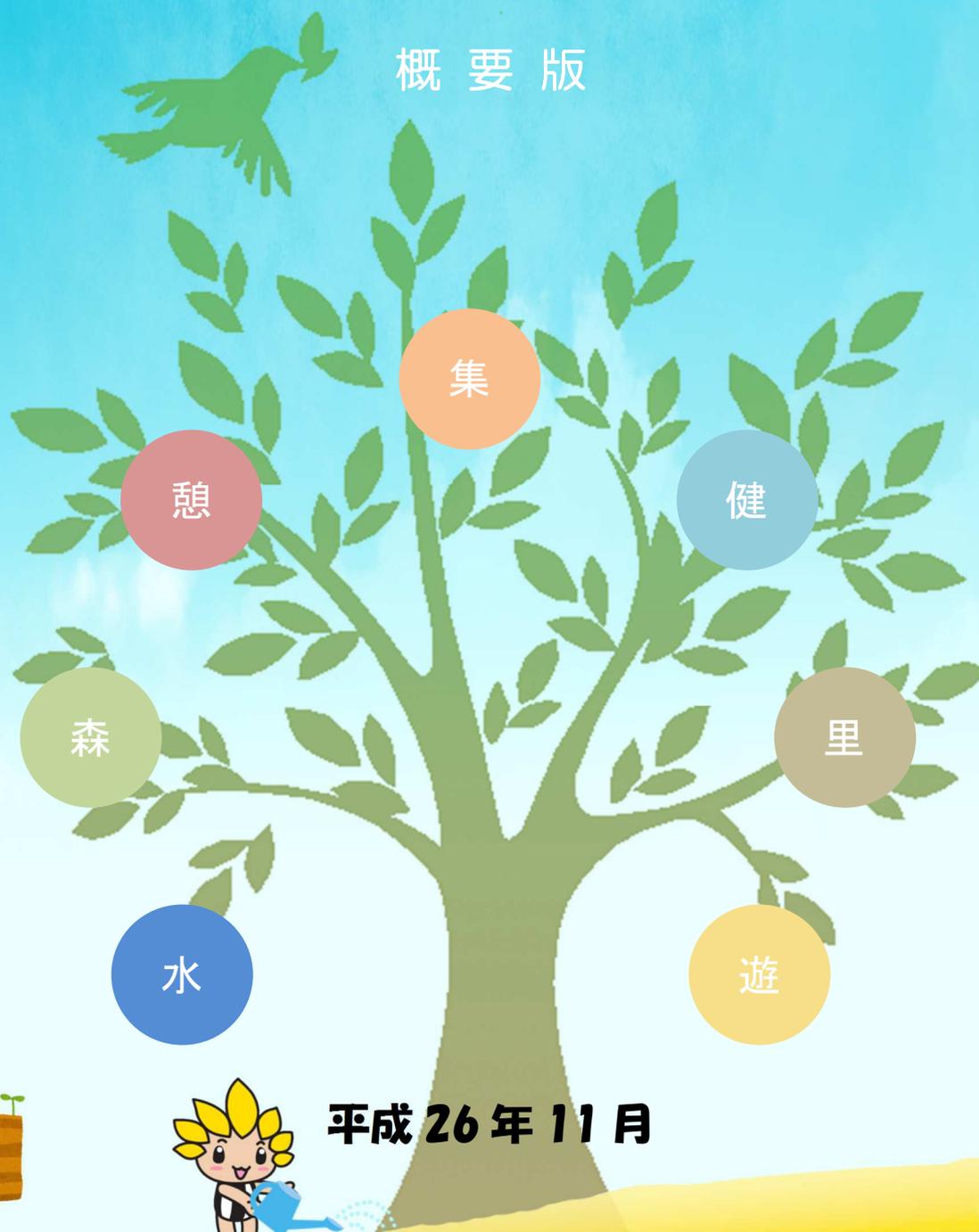


芹沢公園 協働による管理の方針

概要版



平成26年11月

芹沢公園育成くらぶ
座間市 都市部 公園緑政課

◆市民協働による検討の経緯◆

平成25年度は、自治会関係者・活動団体・公募による一般市民で構成された「芹沢公園育成くらぶ」が開催され、3・4工区の整備内容がまとめられました。全面開園後、芹沢公園を多くの市民が利用し、育てていくためには、市民協働の視点から継続的に取り組む必要があるとの認識から、平成25年度に引き続き「芹沢公園育成くらぶ」を母体とした作業部会を開催し、管理・運営方針について検討を行ってきました。以下に検討経緯を整理しました。

1. 芹沢公園育成くらぶの概要

名称：芹沢公園育成くらぶ（芹沢協働の公園づくり検討会）
構成：市民の代表 20名
任期：委嘱の日から1年間（平成25年10月～平成26年10月）

2. 会の目標・目的

- ・当会では、「座間市緑の基本計画」と芹沢公園の5つの整備方針に基づき、芹沢公園第3工区及び第4工区の基本プランの検証を行いまとめる。
- ・市民の共有財産としての維持管理方針について検討し、協働の公園づくりを進める足掛かりをつくる。

3. 平成26年度の活動と今後について

平成26年6月～10月	維持管理方針の検討・策定	芹沢公園全域を対象として、管理目標を見据えたゾーニングを行い、そのエリア毎に目標像を設定して、市民協働による考え方を盛り込んだ「芹沢公園 協働による管理の方針（案）」を策定しました。管理の方針（案）の策定にあたっては、「芹沢公園育成くらぶ」から、活動団体の代表者を中心とした10名で構成した作業部会を設立し、検討を進めました。
-------------	--------------	---

※平成26年10月以降は、策定された「芹沢公園 協働による管理の方針」をもとに公園愛護会などの組織づくりと活動のルールづくりなどを進める予定です。

4. 平成26年度 維持管理方針策定作業部会 検討経過

作業部会では、「芹沢公園を育てるプロジェクト」と題し、将来の芹沢公園の姿を思い描きながら、公園の利活用や、管理のあり方について全3回にわたり検討を重ねました。そして、市民の公園活動への参加意識が高揚するような市民相互のコミュニティの芽を生み出すためのプロジェクト（活動計画）や、芹沢公園ならではの維持管理のあり方についてまとめた「芹沢公園 協働による管理の方針（案）」を策定しました。

○検討会の内容

・第1回：7月31日（木） 場所：現地・市役所4-2会議室

テーマ・目標：「芹沢公園を育てるプロジェクト！第1弾」～公園との関わり方について考える～

芹沢公園の自然環境や生物について学び、今の公園の問題点やこれからについて考えながら一緒に現地を歩きました。そして、公園全体を対象に、芹沢公園を「もっと使い易く楽しい場所にするにはどうしたら良いか」「そのためには何が必要か・市民がどのように関わられるか」「どんなスタイル（体制や手段）が考えられるか」を主なテーマにワーキングを行い、公園の将来の姿や管理について意見を出し合いました。

・第2回：8月27日（水） 場所：市役所4-3会議室

テーマ・目標：「芹沢公園を育てるプロジェクト！第2弾」～公園の管理と関わり方について考える～

芹沢公園の管理の現状と課題、市の各種制度の紹介、市民協働による公園管理等の事例紹介を行いました。その後、前回の作業部会でのご意見をもとに事務局で整理したプロジェクトマップ案をたたき台にして、芹沢公園の将来に向けた取り組み等を話し合いました。また、次回の作業部会の足掛かりとして、事務局から市民協働による維持管理の役割分担や芹沢公園憲章の策定について提案がありました。

・第3回：9月30日（火） 場所：ハーモニーホール座間

テーマ・目標：「芹沢公園を育てるプロジェクト！第3弾」～芹沢公園の維持管理方針（案）を考える～

前回までの話し合いを踏まえ、芹沢公園憲章（案）や、協働による管理の方針（案）の意見を交換しました。意見交換は2部構成で行い、第1部では、公園を運営管理していく上での協働の体制や仕組み（組織）づくりをテーマとし、第2部では、市民協働による管理をテーマとして、具体的な管理項目や範囲について話し合い、「芹沢公園 協働による管理の方針（案）」を検討しました。

◆芹沢公園における特性◆

1. 上位計画における将来像と芹沢公園の整備方針

○座間市の将来像 第四次座間市総合計画

平成32（2020）年までに座間市が目指すまちの姿は、次の通りです。

ともに織りなす 活力と個性 きらめくまち

○芹沢公園の5つの整備方針

- ①自然環境を生かした憩いの場としての公園づくり
- ②防災機能を持ち合わせた公園づくり
- ③水源涵養地として樹林地を保全した公園づくり
- ④健康づくりに活用できる公園づくり
- ⑤市民参加による公園計画

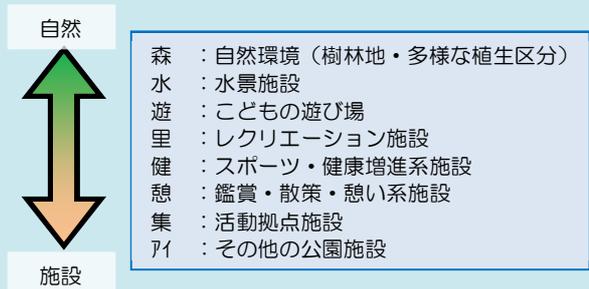
2. 公園の資源

○芹沢公園の資源と分類

芹沢公園の公園資源（アイテム）を大きく7つに分類しました。芹沢公園は、貴重な自然環境とともに、多種多様な公園施設を有する総合公園です。

○芹沢公園の個性

芹沢公園を特徴づける既存の公園資源には以下のものがあります。「里山地形や自然環境」「水源涵養地」「菖蒲園・螢の生息環境」



◆芹沢公園における管理の現状と課題◆

1. 現在の芹沢公園の管理の概要

○「公益社団法人シルバー人材センター」に日常の維持管理を委託

芹沢公園での「公益社団法人シルバー人材センター」による業務項目

- ・樹木業務：危険の無い範囲での剪定業務
- ・草地業務：急傾斜地等を除いた範囲での草刈り業務
- ・施設業務：東側駐車場の施設業務
- ・便所業務：トイレの清掃業務
- ・清掃業務：駐車場と芝生広場の清掃業務

○遊具は業者委託にて点検を実施

○その他

台風や雪害など緊急対応が必要な作業は造園業者等へ修繕を依頼。

2. 管理上の課題や問題点

- ・気象条件の変化や市民ニーズの多様化などによる公園管理費の増大
- ・公園施設の多様化や複雑化に伴う公園管理費の増大
- ・都市公園法や条例による公園管理と市民ニーズへの対応への整合性の確保
- ・管理を担う人材の育成・確保

3. これからの管理に必要なこと

- ・適正な予算の確保
- ・座間市公園広場等アダプト制度実施要綱などを活用して、市民協働による管理・運営の推進
- ・森づくりボランティアなど、芹沢公園の管理に関わって頂ける人材の育成と確保
- ・活動団体の方を中心とした愛護活動の組織づくりの推進



◆ 芹沢公園の目指す方向性 ◆

公園の目指す方向性を以下のように定めます。

○ 芹沢公園の5つの整備方針（公園機能）からの方向性

- 自然環境を生かした憩いの場としての公園づくり
- 防災機能を持ち合わせた公園づくり
- 水源涵養地としての樹林地を保全した公園づくり
- 健康づくりに活用できる公園づくり
- 市民参加による公園計画

自然環境の保全

幅広い世代で活用できる公園

○ 「平成26年度 維持管理方針策定作業部会」の意見からみた方向性

- 自然環境について、自然と触れ合いを楽しみながらの環境保全が必要である。
- 施設の利用方法について、幅広い世代、世代交代のできる利活用が望ましい。

○ 芹沢公園の防災面の方向性

- 芹沢公園は、防災上も重要な公園であり、市民意識の共有の観点から、防災機能を持ち合わせた公園として目指す方向性に含めることとします。

以上から、公園の目指す方向性を定め、市民の共有意識となるよう「芹沢公園憲章」としてまとめました。

芹沢公園憲章

みんなで「楽しみ・育み・守る」芹沢公園

楽しみ

みんなで使いながら、市民の手で「楽しめる芹沢公園」を育てよう。

育み

芹沢の自然景観を受け継ぎ、みんなで次世代へ継承しよう。

守る

みんなが協力して災害に備え、機能と場所の確保に努めよう。



◆ 芹沢公園の管理の考え方 ◆

市民と市が一体となって協働で楽しみながら「公園を育てていく」といった観点から管理方針を定めるとともに、新しい協働の管理のあり方や管理運営体制を考えました。芹沢公園における協働の管理とは、大きく3つの役割分担に分類できます。管理の主体と主な作業項目について以下に示します。

○ 市

「市」とは、座間市が主体的に行う管理項目です。主に以下の項目が対象になります。

- 急傾斜な場所など危険を伴う場所の管理作業
- 高木剪定や間伐など特殊な管理作業
- 免許や専門知識が必要な管理作業
- 台風時など緊急に行なう管理作業 など



○ 協働

「協働」とは、市民と座間市が協働（協力）で行なっていく管理項目です。以下に一例を示します。

- 管理に生かせるアイデアなどの提供
（例）この植物は大切だよ
不適切利用の報告ならできます！
- 公園のごみ拾い
- 市民花壇の管理 など



○ 市民

「市民」とは、今後、市民が主体的に関わることが望ましい項目です。以下に一例を示します。

- 公園を楽しむための運営（イベント：植物観察、昆虫観察 など）
- 軽微な点検・不具合の報告・清掃作業 など



楽しく使いながら魅力のある公園に育てよう！

◆ 芹沢公園の運営管理方針 ◆

芹沢公園の管理運営方針の策定にあたり以下の組織の新設を行います。

○利用運営組織 芹沢愛護の会（仮称）

- ・ 芹沢愛護の会（仮称）は、芹沢公園で活動する団体や催事及び活動内容などの調整を図るとともに、対外的な窓口を担う全体組織とする。なお、公園内の管理事務所などに常設するものとする。
- ・ 組織の構成は、現在の活動団体や新規活動団体等とする。
- ・ 芹沢愛護の会（仮称）内には、公園内で活動する団体（小部会（活動単位））が一堂に会して協議・調整を行う場（連絡調整会議（仮称））を設置する。
- ・ 芹沢愛護の会（仮称）は、公園全体の管理に関わること（（仮称）公園マナー見守り隊・ボランティア組織等）、協働管理のエリア設定の他、催事の企画や一般市民への情報発信などを行う。また、小部会で対応できない活動内容等を当面の間担当するものとする。
- ・ 当会の構成員は、小部会の代表者（まとめ役）、その他、会の運営に参画する市民等とする。

○連絡調整会議（仮称）

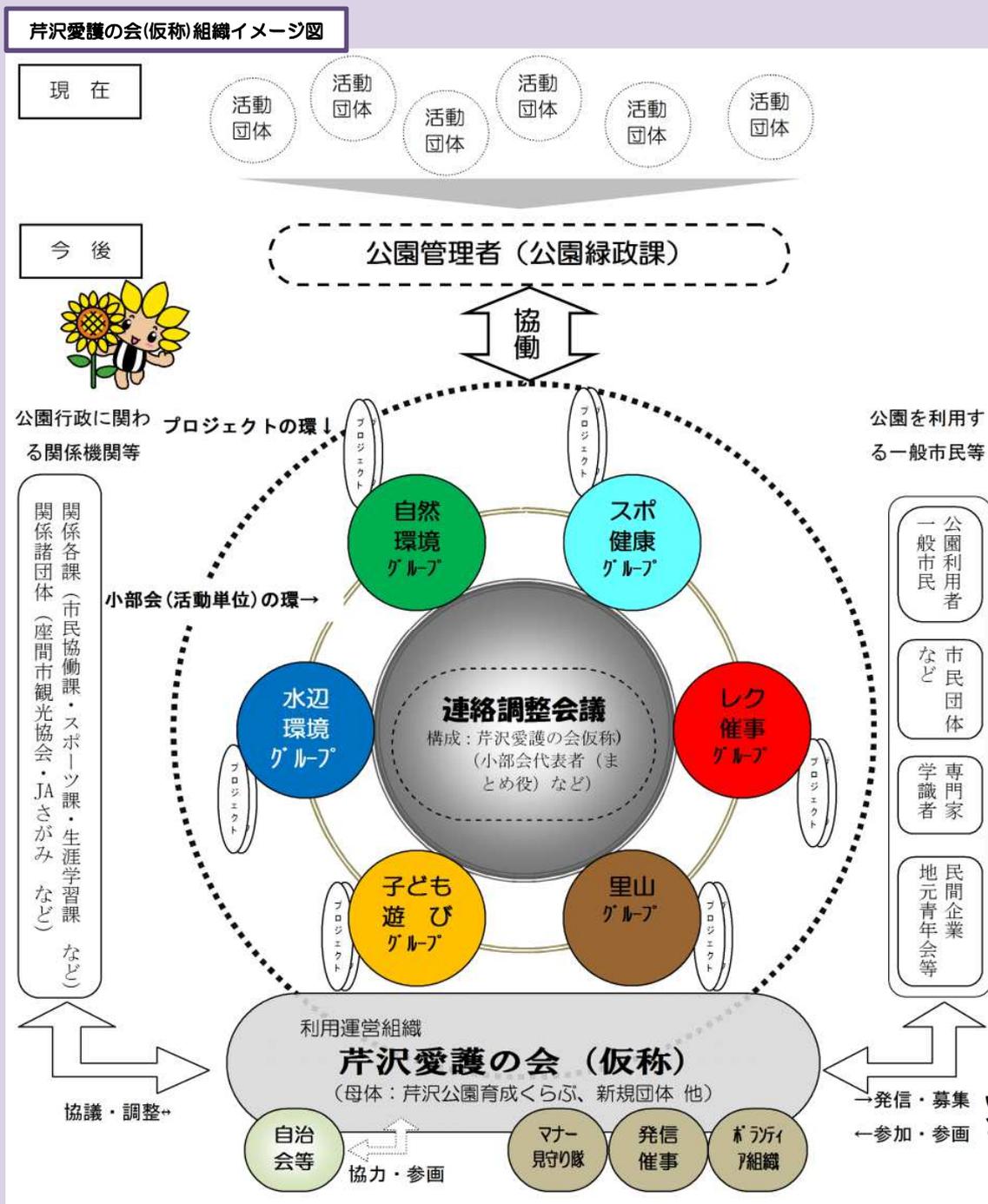
- ・ 芹沢愛護の会（仮称）が主催する会議で、原則として年2回開催する。なお、小部会や芹沢愛護の会（仮称）の発議があった場合は、臨時会を実施するものとする。
- ・ 当会議は、議長を設置し、会の進行を行う。議長は、芹沢愛護の会（仮称）の構成メンバーの中から選任するものとし、任期は1年とする。
- ・ 当会議の主たる議案・調整事項は、小部会から発議されるものとする。

○小部会（活動単位）

- ・ 小部会は、活動内容の異なる分野毎に設置し、各々独自でプロジェクトの企画・運営を行う。
- ・ 小部会には、個々の活動に対するまとめ役（代表者）を設置する。
- ・ 小部会は、他の小部会と互いに連携を図るように努めるものとする。
- ・ 小部会は、芹沢愛護の会（仮称）に対し、定期的に活動内容の調整・報告を行う。
- ・ 当会の構成員は、各種団体や5人以上のグループとする。
- ・ 小部会の代表者（まとめ役）は、当面の間、既存活動団体の代表者とする。

○その他

- ・ 活動にあたって必要な場合は、地域自治会等と協力して行うものとする。



◆ 芹沢公園の維持管理方針 ◆

芹沢公園の維持管理方針の策定にあたり公園全域を対象に将来の目標像を設定します。この目標像を実現していくための維持管理方針を設定し、市民と市の協働による管理を行っていきます。

○維持管理の基本方針

芹沢公園の地形・環境特性などから、大きく2つのゾーンに分けて管理の基本方針を定めます。



I. 自然利用ゾーン：豊かな緑や生きものなど、主に自然環境を保全・利用して楽しむゾーンとします。既存の自然環境を保全・管理し、動植物との共生や自然観察などの散策、既存の水関連施設（菖蒲園、せせらぎ・池など）を活かした**水辺環境**を整えるエリアや、豊かな**樹林地**の残し方などを勘案し、維持管理の方針を考えていきます。

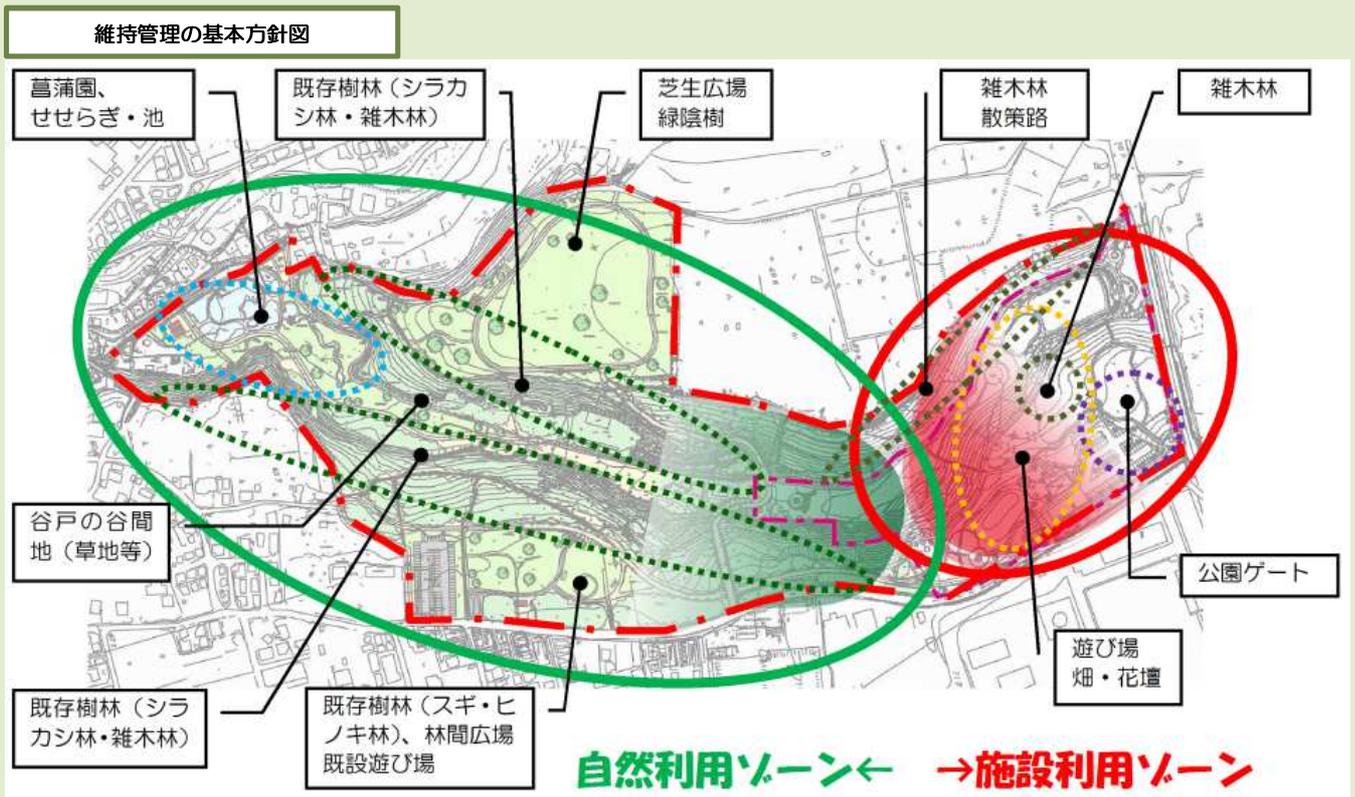
II. 施設利用ゾーン：自然環境や地形を活かしながら、主に施設を利用して楽しむゾーンとします。**雑木林**（里山）の創出を市民とともに積極的に試み、里山の疑似体験や里山環境の再生・復活などを行うエリアとします。地形や自然を活かした**子どもの遊び場**や、来園者のアクセスに優れた場の特性を勘案し、維持管理の方針を考えていきます。

○基本ゾーニングの設定（管理区分と目標像）

「維持管理の基本方針」に基づき、管理の視点から公園を区分しエリア毎の目標像を示した基本ゾーニングを設定します。ゾーニングは、樹林地や草地、水系などの自然類（【自然系区分】）と、遊戯施設や建築物、管理施設などの施設類（【施設系区分】）に区分します。

○市民協働による管理の優先順位について

芹沢公園全域を対象に全て同時に管理を実施していくことは人員の確保など多くの課題があります。このため市民協働による維持管理作業については、優先順位をつけて段階的に実践していくものとします。



◆ 今後の展開

芹沢公園育成くらぶでは、芹沢公園の維持管理運営の方向性や協働による管理の役割分担など、管理の方針について話し合いを行い、まとめてきました。

次年度以降、当方針を基に活動していく中で詳細な内容について継続的に検討し、また社会情勢や市民の方々の活動意欲などに応じて、常時内容の拡充や見直しなど柔軟な対応を行うものとします。





芹沢公園 協働による管理の方針 問合せ窓口
座間市 都市部 公園緑政課
電話：046-252-7221